特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の 実施に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

小郡市は、新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人プライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減するために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

小郡市長

公表日

令和5年11月24日

I 関連情報

連絡先

I 関連情報	
1. 特定個人情報ファ	イルを取り扱う事務
①事務の名称	新型インフルエンザ等対策特別措置法による予防接種の実施に関する事務
②事務の概要	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、対象者の抽出、予防接種の実施、接種履歴の管理を行う。 番号法に従い、特定個人情報ファイルは、新型インフルエンザ等対策特別措置法第46条第3項の規定により、読み替えて適用する予防接種法第6条第1項の予防接種の実施に関する事務に使用する。
③システムの名称	健康管理システム、MICJET番号連携サーバ、中間サーバー、行政基本システム
2. 特定個人情報ファ	イル名
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項及び別表第一の93の2の項 ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第67条の2
4. 情報提供ネットワー	ークシステムによる情報連携
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号及び別表第二の16の2、16の3、115の2の項 (特定個人情報の照会) 番号法第19条第7号及び別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項
5. 評価実施機関にお	ける担当部署
①部署	子ども・健康部健康課
②所属長の役職名	健康課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開	界示·訂正·利用停止請求
請求先	経営政策部総務広報課 住所 福岡県小郡市小郡255番地1 電話0942-72-2111
8. 特定個人情報ファ	イルの取扱いに関する問合せ

子ども・健康部健康課 住所 福岡県小郡市二森1167番地1 電話0942-72-6666

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数							
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未満]			<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
いつ時点の計数か			15年4月1日 時点				
2. 取扱者勢	2. 取扱者数						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満	
	いつ時点の計数か	令和	15年4月1日 時点				
3. 重大事故							
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人 情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし	

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類								
[基礎	項目評価	書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書				
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。								
2. 特定個人情報の入手(ヤ	青報提供	ネットワークシステ	ムを通じ	た入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用								
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの)取扱い	の委託		[]委託しない				
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	(委託や	情報提供ネットワー	クシステム	を通じた提供を除く。) []提供・移転しない				
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムと	の接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) <u>課題が残されている</u> <選択肢>				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
7. 特定個人情報の保管・3	肖去							
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
8. 監査								
実施の有無	[O]	自己点検	[]	内部監査 [] 外部監査				
9. 従業者に対する教育・啓	発							
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている				

変更箇所

又 天间	71				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年11月20日	1-4②法令上の根拠	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第7号及び別表第二の115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2 (特定個人情報の照会) ・番号法第19条第7号及び別表第二の115の2の項 ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の2	(特定個人情報の提供) ・番号法第19条第8号及び別表第二の16の2、16の3、115の2の項 (特定個人情報の照会) ・番号法第19条第8号及び別表第二の16の2、17、18、19、115の2の項	事後	委員会規則第9条第2項
令和5年11月20日	Ⅱ しきい値判断項目	令和3年2月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	